



元文科高第593号

中央教育審議会

次の事項について、理由を添えて諮問します。

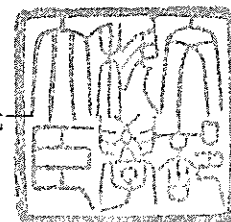
学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して
必要な細目を定める省令の改正について

令和元年11月12日

文部科学大臣

萩生田

光



(理由)

認証評価に関して、教育研究活動の改善等を促す制度的な担保を設けることにより、大学の自主的・自律的な改善の実効性を確保し、大学の教育研究水準の向上を一層図るため、令和元年5月24日に学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第11号）が公布されたところである。

このため、文部科学省において、別紙のとおり学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成16年文部科学省令第7号）の改正を行う必要があるので、学校教育法第112条第2号の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。

学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して 必要な細目を定める省令改正要綱（案）

第一 改正内容

法科大学院に係る認証評価においてのみ規定されていた次の事項について、全ての認証評価で対象となることを明確にすることとする。

- 認証評価機関は、認証評価の結果において大学評価基準に適合している旨の認定を受けられなかった大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じて再度評価を行うよう努めることとする。

なお、上記の確認・評価については、認証評価の結果において改善が必要とされた事項について行うこととする。

第二 施行期日

この改正は、令和2年4月1日から施行するものとする。

学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して 必要な細目を定める省令の一部を改正する省令について（概要）

1. 改正の背景・経緯

- (1) 学校教育法第一百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成16年文部科学省令第7号）（以下「細目省令」という。）は、認証評価機関が大学における教育研究等の状況について定期的に評価を行う認証評価において、信頼性や公正性を担保するために、その方法や内容等に関して必要な事項を定めているものである。
- (2) 今般、大学の自主的・自律的な改善の実効性を確保し、大学の教育研究水準の向上を一層図るため、学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第11号）において、認証評価の方法について認証評価機関に新たに義務付けたことに伴い、細目省令に規定している一部の内容について改正する必要があることから、必要な整備を行うものである。

2. 改正の概要

(1) 再度の評価規定の整備

従来、法科大学院を除く大学等の認証評価における再度の評価の対象については、改善が必要とされる事項を指摘された大学等としていたが、学校教育法の今般の改正により、全ての大学等の認証評価において、大学評価基準に適合しているか否かの認定が行われることになったことを踏まえ、大学評価基準に適合している旨の認定を受けられなかった大学等が含まれることを明確化することとする。

また、評価事項については、改善が必要とされた事項に限定することを明確化することとする。

なお、これに伴い、法科大学院の再度の評価について規定している細目省令第4条第1項第3号の規定は不要となることから、削除することとする。

(2) 法科大学院の認証評価に係る評価方法の整備

従来、法科大学院の認証評価に係る評価方法として、大学評価基準に適合しているか否かの認定を適確に行うに足りるものと規定していたが、学校教育法の今般の改正により、全ての大学等の認証評価において、大学評価基準に適合しているか否かの認定が行われることになったことを踏まえ、当該規定を削除することとする。

3. 施行日

令和2年4月1日

○文部科学省令第 号

学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一号）の施行に伴い、及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百条第三項（同法第二百二十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

文部科学大臣 萩生田 光一

学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令

学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した

規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(法第一百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)

第一条 学校教育法(以下「法」という。)第一百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 四 [略]

五 法第九十九条第六項に規定する適合認定を受けられなかった大学その他の認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況(改善が必要とされた事項に限る。)について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。

2・3 [略]

(法科大学院に係る法第一百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)

第四条 [略]

一 [略]

二 評価方法が、前号に掲げる事項のうち認証評価機関になろうとする者が連携法第二条に規定する法曹養成の基本理念及び同法第四条に規定する大学の責務を踏まえ、特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものであること。

[号を削る。]

2・3 [略]

(法第一百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)

第一条 学校教育法(以下「法」という。)第一百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 四 [略]

五 認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。

2・3 [略]

(法科大学院に係る法第一百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)

第四条 [略]

一 [略]

二 評価方法が、前号に掲げる事項のうち認証評価機関になろうとする者が法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第百三十九号。次号において「連携法」という。)第二条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものその他の同法第五条第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。

三 認証評価機関になろうとする者が、連携法第五条第三項に規定する適格認定を受けられなかった法科大学院の教育活動の状況について、当該法科大学院の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。

2・3 [略]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項第一号の改正規定及び同項第二号の改正規定（同号中「評価するものその他の同法第五条第二項に規定する認定を適確に行うに足りるもの」を「評価するもの」に改める部分を除く。）は、令和四年四月一日から施行する。

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して
必要な細目を定める省令の一部を改正する省令案に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

1. 意見募集の概要

- (1) 募集期間：令和元年 10 月 4 日（金）～令和元年 11 月 2 日（土）
- (2) 告知方法：ホームページ
- (3) 受付方法：郵送、FAX、電子メール

2. 意見総数

件数：6 件（個人 1 件、団体 4 件（1 団体）、不明 1 件）

3. 主な意見概要

- 細目省令第 1 条第 1 項第 5 号の「…当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること」の規定と当該改正との関係が明確でない。
- 「…再度評価を行うよう…」から「…確認し評価を行うよう…」に表現を変えたことに意味があるのであれば、趣旨明確に説明すべきである。
- 認証評価機関の努力義務は「評価を行う」までであり、大学評価基準に適合しているか否かの認定までは求めないとの理解で良いのか。適合認定校に対しても適用されうる第 1 条第 1 項第 5 号において「再度評価」という言葉が用いられていることから、「評価」の含意について解釈にぶれが生じないような配慮が必要である。
- 「確認し評価」した結果については、学校教育法第 110 条第 4 項に定める通知・公表・報告の対象となるのか否かは明確にしておくべきと考える。

